

事 務 連 絡

令和 7 年 12 月 1 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事 業 部

改正建設業法に関する説明会の開催について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省より別紙のとおり、全国 10 か所での対面説明会及びオンラインでの説明会に係る開催案内がありました。

今回の説明会では、特に「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者に取り組んでいただきたい内容が解説される内容となっております。

つきましては、貴会会員企業の皆さまへ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別紙 改正建設業法説明会チラシ

【説明会参加申込 URL】

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00328.html

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

改正建設業法 「令和7年12月施行分」 説明会

「労務費に関する基準」に関する具体的な制度と関連する取組について

対象：建設業者団体・建設業者・公共 / 民間の建設工事の発注者

昨年6月に公布され、2025年12月に全面施行となる改正建設業法に関する全国説明会を開催します。今回は特に、「労務費に関する基準」に関する具体的な制度を中心に、建設業者・発注者それぞれに取り組んでいただきたい内容を解説します。

開催プログラム

1. 改正建設業法令和7年12月施行内容について

① 労務費に関する基準関係

- ・「労務費に関する基準」の概要
- ・労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組について
- ・「技能者を大切にする企業の自主宣言制度」について
- ・「CCUS レベル別年収」について
- ・「コミットメント制度」について
- ・「労務費ダンピング調査」等について

② 受注者による不当に低い請負代金・著しく短い工期による契約締結の禁止について

2. 約款改正（契約変更協議に関する規定など。コミットメント条項以外）について

3. Q&A セッション

開催日程・会場（全10会場 | 各回定員 50人～100人）

（オンライン配信なし | 各日会場午前・午後の2回開催）

札幌	1/9（金）	大阪	1/16（金）
仙台	1/13（火）	広島	12/23（火）
東京	12/18（木）	高松	1/23（金）
新潟	12/22（月）	福岡	2/2（月）
名古屋	1/28（水）	那覇	1/26（月）

オンライン開催（全2日程 | 各回定員 950人）

（Microsoft Teams 会議使用 | 各日会場午前・午後の2回開催）

第1回：オンライン説明会	12/19（金）
第2回：オンライン説明会	1/20（火）

午前の部 10:30-12:00（発注者向け）

午後の部 14:00-15:30（建設業者向け）

申し込みは、開催日の2営業日前まで。

但し定員になり次第終了させていただきます。



Webサイトはこちら

開催時間のご確認やお申し込み、お問い合わせは
Webサイトにてお願いいたします。